

令和6年度から令和8年度までの介護保険料（65歳以上）

段階	対象者		保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者		21,500 円
	世帯全員が住民税非課税	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万9千円以下の人	
		公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万9千円を超え120万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が120万円を超える人	34,000 円
第3段階		公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が120万円を超える人	51,800 円
第4段階	世帯本人が住民税非課税	公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万9千円以下の人	68,000 円
第5段階		公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額が80万9千円を超える人	75,600 円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	90,700 円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	98,200 円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	113,300 円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	128,500 円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	143,600 円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	158,700 円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	173,800 円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	181,400 円

※令和7年度以降の保険料については、第1段階、第2段階、第4段階、第5段階の「公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」の基準が80万円から80万9千円に変更されました。

賦課の根拠
介護保険料は、介護保険法及び上尾市介護保険条例に基づき、第1号被保険者に対して賦課するものです。
賦課期日
当該年度の初日（4月1日）です。年度途中で資格取得または、資格喪失した人は月割りで算定します。
世帯
4月1日（年度途中に資格取得した人は資格取得日）時点の住民登録上の世帯です。
公的年金等収入金額
老齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。
合計所得金額
前年の収入金額から必要経費等に相当する額（公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。 土地・建物等の譲渡所得（長期及び短期譲渡所得）の特別控除を差し引いた後の金額で算定します。 合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。 「その他の合計所得金額」には、公的年金等の所得金額は含まれません。
住民税非課税世帯に対する公費負担による保険料額軽減について
住民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象に、公費負担によって介護保険料を軽減しています。上記段階表は、軽減後の金額を記載しています。 軽減前の年額は、第1段階が34,400円、第2段階が49,100円、第3段階が52,100円です。